

加須市議会モニター設置要綱

(平成30年2月6日議長決裁)

(令和元年7月11日議長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、加須市議会モニター（以下「市議会モニター」という。）を設置することにより、加須市議会（以下「市議会」という。）の運営等に関し、市民からの要望、提言その他の意見（以下「意見等」という。）を広く聴取し、市議会の運営等に反映させ、もって市議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (2) 会議 市議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び市議会議長（以下「議長」という。）の下に設置される検討会等をいう。

(職務)

第3条 市議会モニターは、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見等を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) かぞ市議会だより及び市議会ホームページに関する意見等を文書により提出すること。
- (3) 議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (4) 市議会議員と1年に1回以上意見交換を行うこと。
- (5) その他議長が必要と認めた職務

(適用除外)

第4条 市議会モニターは、市長その他の執行機関に対する意見等を聴取するものではない。

(提出された意見等の処理)

第5条 市議会モニターから意見等が提出されたときは、議長は必要に応じて関係する会議に当該意見等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該意見等を提出した市議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(募集)

第6条 市議会モニターは、公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(定員及び委嘱)

第7条 市議会モニターの定員は、10人以内とする。ただし、議長が認めたときは、この限りでない。

2 市議会モニターは、公募者及び推薦された者のうちから議長が委嘱する。

3 議長は、前項の規定による市議会モニターの委嘱に当たっては、市議会モニターの年齢、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(資格)

第8条 市議会モニターは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の市民である者
- (2) 市議会の仕組み及び運営に関心がある者
- (3) 市政及び地域社会の発展に関心を持ち、公正な社会的見識を有する者

(欠格事項)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、市議会モニターになることができない。

- (1) 市議会モニターとして、中立性及びその品位を損なうおそれのある者

(2) 市議会モニターとして、社会的信用を失墜するような行為を行うおそれのある者

(3) その他市議会モニターとして、妥当でないと議長が認める者
(任期)

第10条 市議会モニターの任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市議会モニターは、再任されることができる。ただし、連続して2期を超えることはできない。

(解任)

第11条 市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は、当該市議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 市議会モニターから辞任の申出があったとき。
- (2) 第3条各号に規定する職務を遂行しないとき。
- (3) 第8条各号に規定する資格を失ったとき。
- (4) 市議会モニターとして、ふさわしくない行為があったとき。
- (5) その他議長が必要と認めたとき。

(報酬等)

第12条 市議会モニターには、報酬を支給しないものとする。ただし、議長が必要と認めたときは、謝礼を支給することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月11日から施行する。

加須市議会モニター設置要綱に係る運用について

(平成30年2月6日議長決裁)

加須市議会モニター設置要綱（平成30年2月6日議長決裁。以下「要綱」という。）の運用の明確化を図るため、次のとおり運用に関し必要な事項を定めるものとする。

1 要綱第3条関係

第1号及び第2号に規定する文書の様式は、要望・提言・感想・疑問点・その他意見提出書（様式第1号）によるものとする。

2 要綱第5条関係

(1) 第1項の規定により市議会モニターから意見等が提出されたときは、議長の決裁を受けたのち、議長は議会運営委員会に報告するとともに、必要に応じて関係する会議に当該意見等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

(2) 第2項に規定する公表の方法は、かぞ市議会だより及び市議会ホームページへの掲載によるものとする。

3 要綱第6条関係

市議会モニターに応募する市民（以下「応募者」という。）は、加須市議会モニター応募申込書（様式第2号。以下「申込書」という。）を議長に提出するものとする。

4 要綱第7条関係

(1) 議長は、提出された申込書を議会運営委員会に送付し、議会運営委員会において、申込書に記入された応募理由等を参考に書類選考の上、市議会モニターを決定するものとする。

(2) 選考結果は、決定後速やかに応募者全員に文書で通知するものとする。

(3) 選考により知り得た個人情報等は、加須市個人情報保護条例（平成22年加須市条例第10号）に基づき適正に取り扱うものとする。

5 要綱第12条関係

要綱第12条ただし書の議長が必要と認めたときは、年度末に謝礼を支給するものとする。

附 則

この運用は、平成30年3月1日から適用する。

加須市議会モニター応募申込書

加須市議会議長 様

フリガナ			年 齢
氏 名			
住 所			
連絡先電話番号			
職 業			
勤務先又は 通学先	所在地	※加須市に在住でない方のみご記入ください。	
	名 称		
1. 応募理由			
2. 自己PR			

※知り得た個人情報は、加須市議会モニターの応募事務以外に使用しません。

※1. 2について、字数が多い場合は別紙を添付してください。

裏面3. 自由意見も必ず記入してください。

受 付 日	受付確認
年 月 日	

